

小樽市とヤマト運輸株式会社との包括連携協定

小樽市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携の下、相互に協力し、官民協働により、地域活性化及び住民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、上記の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力を行う。

- （1） 災害時における物資輸送・物資拠点に関する事項
- （2） 高齢者等への支援に関する事項
- （3） 安全で安心な地域社会の実現に関する事項
- （4） 地域活性化に関する事項
- （5） その他目的を達成するために、協議により定める事項

（連携及び協力の実施）

第3条 この協定に関する連携及び協力を円滑に実施するため、甲と乙は必要に応じて協議の場を設ける。

2 甲と乙の間で取決めなどを要する事項については、前項の協議により覚書などを締結することができる。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲と乙のいずれかから更新しない旨の意思表示がなかった場合、更に3年間延長されるものとする。

（秘密保持）

第5条 甲と乙は、この協定に基づく連携及び協力を行うに当たり、互いに知り得た情報を厳重かつ適正に管理することとし、事前に相手方の承諾を得た場合を除き、第三者への開示又は漏えいをしてはならない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、協議の上、決定する。

（合意管轄）

第7条 本協定にかかわる訴訟については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 3年 4月15日

甲 小樽市花園2丁目12番1号

小樽市

小樽市長

迫 俊 哉



乙 札幌市厚別区厚別中央三条1丁目2番30号

ヤマト運輸株式会社 リテール事業本部 札幌主管支店

主管支店長

安 蘇 慎 一

